

遺産分割申立必要書類一覧表（大阪家庭裁判所）

- 申立書一式(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)
- 申立書一式の写し(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)×相手方の人数分
- 事情説明書(申立人ごとに1通)
- 連絡メモ(申立人ごとに1通)
- 資料の非開示希望の申出書(必要な方のみ)
- 収入印紙 **被相続人1名**に対し 1200円
- 郵便料(納付の方法が選べます。遺産分割申立郵便料一覧表をご覧ください。)

【例】電子納付の場合

(現金納付分)

当事者双方の合計が10名まで1名につき3000円

11名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算

(郵便切手納付分)

110円×相手方数

※電子納付を利用するには「電子納付利用者登録」が必要ですが、大量の郵便切手を購入する必要がなく、事件終了後の残額が口座振込で返還されるというメリットがあります(ただし、上記郵便切手で納付されたものに関しては、郵便切手でのお返しとなります。)

※ほかに、裁判所の窓口で現金納付する方法、最寄りの金融機関の窓口で当座納付する方法、郵便切手で納付する方法があります。

- 別紙 身分関係の資料
- 別紙 遺産関係の資料
- 別紙 遺産関係の資料の写し×相手方の人数分

※裁判所に提出する書面には、マイナンバーを記載しないで下さい。

不要



マイナンバー



マイナンバー記載のないもの

※必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【問い合わせ先】

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)

TEL 06-6943-5973

郵送提出先：大阪家庭裁判所 家事事件係

書式はインターネットからダウンロードできます。

別紙

※「戸籍謄本等」とは、戸籍謄本、全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本及び廃棄済み証明書のことです。

	資料の名称	期限等	書類の対象・内容等	書類の請求先	
身分関係の資料 (法定相続情報一覧図・戸籍など)	<input type="checkbox"/> 登記官の認証文付き法定相続情報一覧図* (被相続人の本籍・最後の住所・死亡日、相続人の住所の記載のあるもの) ※申立前に法務局で作成してください。 ※別添「法定相続情報一覧図の提出について」をご確認ください。	なし	被相続人 (数次相続・再転相続が発生している場合は、後に死亡した者を被相続人として作成した法定相続情報一覧図も必要) ※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、戸籍謄本等の提出が必要となる場合があります。	法務局	
	<input type="checkbox"/> 相続人を確定できるだけの戸籍謄本等* (法定相続情報一覧図がある場合は原則不要) 《注1》 相続人が被相続人の(配偶者と)子(または代襲者)のみである場合は、法定相続情報一覧図の提出に代えて、被相続人の相続人を確定できるだけの戸籍謄本等の提出でも可 《注2》 法定相続情報一覧図を作成できない事情がある場合は、法定相続情報一覧図の提出に代えて、被相続人の相続人を確定できるだけの戸籍謄本等を提出していただくことができます。申立て前に遺産分割係にご相談ください。		▼▼左記《注1》《注2》の場合▼▼ 【共通】 ①被相続人の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ②被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その子(及び代襲者)の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ※相続人が被相続人の(配偶者と)子(第一順位)の場合は以上で足りません。 【相続人が被相続人の(配偶者と)父母、祖父母等の直系尊属(第二順位)の場合】 ③被相続人の直系尊属に死亡している者がいる場合、その直系尊属の死亡記載の戸籍謄本 【相続人が被相続人の配偶者のみの場合又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位)の場合】 ④被相続人の父母の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ⑤被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その兄弟姉妹の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ⑥代襲者であるおいめいに死亡している者がいる場合、おいめいの死亡記載の戸籍謄本 ※被相続人に関する戸籍・戸籍附票・住民票の期限はありません。 ※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、更に戸籍が必要となる場合があります。	〈戸籍謄本〉 本籍地の市区町村役場 ※本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫などの戸籍は、お近くの市区町村役場で一度に取得できることもあります(広域交付制度)。詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍附票又は住民票写し* (法定相続情報一覧図がある場合は原則不要)			〈戸籍附票〉 本籍地の市区町村役場 〈住民票〉 住所地の市区町村役場	
	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍謄本*	3か月以内	相続人全員		
	<input type="checkbox"/> 戸籍附票又は住民票写し (住民票はマイナンバーの記載のないもの)	3か月以内	相続人全員		
	*提出が省略できるもの、追加の提出が必要なものもあります。別添の「法定相続情報一覧図の提出について」をご確認ください。 *戸籍謄本等は、原本に代えて正確な写しを提出することもできます。別添の「戸籍謄本等の提出について」をご確認ください。				
遺産関係の資料 (甲号証を付けるもの)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 又は登記簿謄本の原本	3か月以内	不動産(土地・建物)	法務局	
	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本	最新年度		物件所在地の市区町村役場	
	借地権・借家権を証明する資料				
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し	3か月以内 最新年度	借地権・借家権 ※固定資産評価証明書は取得できる場合のみ ※賃貸借契約書はある場合のみ		
	<input type="checkbox"/> 預貯金の現在残高証明書の写し又は通帳の写し等	最新	預貯金 ※通帳の写しの場合は、最新残高を確認するため、直近に記帳をしたもの	残高証明書は、預入先銀行などの金融機関	
	<input type="checkbox"/> 国債、株式、投資信託及び出資金等の現在の内容が特定できる金融機関発行の証明書の写し	最新	国債・株式・投資信託・出資金等	証券会社等	
	<input type="checkbox"/> その他遺産の資料 (自動車登録事項証明の写し、保険証書の写しなど)	最新	自動車・保険等		
<input type="checkbox"/> 相続税の申告書の写し (マイナンバーの記載のないもの)	なし	作成されている場合のみ			
<input type="checkbox"/> 遺言書写し	なし	作成されている場合のみ			

遺産分割申立郵便料一覧表

令和7年1月6日から家庭裁判所でも電子納付が可能になりました！

電子納付する場合 (一部郵便切手で納付)	申立て後に保管金提出書が交付されてから電子納付する分
	当事者双方の合計人数10名まで1名につき3000円 (当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算)
郵便切手で納付する場合	申立書と同時に郵便切手で提出する分
	110円切手×相手方数
郵便切手で納付する場合	申立書と同時に郵便切手で提出する分
	当事者双方の合計人数が10名まで、1名につき500円×2、 110円×5、100円×6、50円×5、10円×10 (当事者双方の合計人数が11名以上の場合、1名増えるごとに 500円×2、110円×5、100円×2、50円×5を追加)

電子納付は、大量の郵便切手を購入する必要がなく、インターネットバンキングやペイジー対応のATM等で納付でき、事件終了後に郵便料が残った場合の返還（還付）は、あらかじめ登録した銀行口座に振り込まれるというメリットがあります（ただし、上記郵便切手で納付されたものに関しては、郵便切手でのお返しとなります。）。大変便利な手続ですので、電子納付のご利用をご検討ください。

電子納付を利用する場合は、事前に「電子納付利用者登録申請書」を提出して「利用者登録コード」を入手してください。付箋や申立書等に電子納付を希望する旨及び利用者登録コードを記載していただければ、後日、「保管金提出書」を交付いたしますので、所定の額を電子納付してください。

上記以外の郵便料納付方法として、会計課保管金係の窓口で現金で納付する方法や裁判所保管金振込依頼書による銀行振込の方法もあります。

[詳しくは、「郵便料の納付について」をご覧ください。](#)

電子納付の流れ

①「電子納付利用者登録申請書」を提出

最寄りの裁判所の会計担当部署へ**電子納付利用者登録申請書**を提出（郵送可）し、電子納付利用者登録をしてください。

なお、裁判所支部、簡易裁判所においては、電子納付利用者登録を取り扱っていない場合がありますので、最寄りの裁判所の会計担当部署の窓口でお尋ねください。



②「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます

利用者登録手続きが完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます。ただし、登録後、保管金の納付や払渡しが2年間行われなない場合は、利用者登録コードが抹消されます。



③訴状や申立書を提出

訴状や申立書などを提出する際に、②で取得した「利用者登録コード」を記載したメモ、または利用者登録コード届出書を添付するなどして、「電子納付を希望する」旨を適宜の方法でお知らせください。



④「保管金提出書」を受領


担当者等から、「保管金提出書」を交付又は郵送します。



⑤Pay-easy (ペイジー) 対応インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから払込みを行う

④で受領した「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、払い込んでください。

「保管金提出書」の下部に以下の記載があります。

 以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。				登録コード	1000515
収納機関番号	10100	納付番号	1001-2190-1008-6001	確認番号	6007-39

※④の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。

※Pay-easy (ペイジー) の詳細は、Pay-easy (ペイジー) のホームページ (<http://www.pay-easy.jp/>) をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

大阪家庭裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和●年●月●日

住所 大阪市中央区大手前～

氏名 山田 一郎

提出者情報

氏名 (カナ)	ヤマダ イチロウ
氏名	山田 一郎
住所	〒540-0008 大阪市中央区大手前～
電話番号	06-●●●●-●●●●

還付先情報

金融機関名	●● 銀行・金庫・組合 ●●支店
預金種別	普通・当座・別段・通知
口座番号	1111111
口座名義 (カナ)	ヤマダ イチロウ
口座名義	山田 一郎
FAX番号	06-●●●●-●●●●

- ※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
- この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
- この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
- 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
- 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
- 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

大阪家庭裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

- ※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
- この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
- この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
- 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
- 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
- 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。